

地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	千分の一・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利の分割による移転の登記	
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記	
所有権の信託の登記	千分の一
所有権以外の権利の信託の登記	千分の一〇・五
所有権である相続財産の分離の登記	千分の一〇・五
所有権以外の権利である相続財産の分離の登記	千分の一〇・五

(住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減)

第七十二条の二 個人が、昭和五十九年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に住宅用の家屋で政令で定めるもの（以下第七十四条までにおいて「住宅用家屋」という。）を新築し、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得し、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

(住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅

(住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減)

第七十二条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に住宅用の家屋で政令で定めるもの（以下第七十四条までにおいて「住宅用家屋」という。）を新築し、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得し、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

(住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅

用家屋のうち政令で定めるものの取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。）をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定めることと同じ。）に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

（住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減）

第七十四条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に住宅用家屋の新築（当該期間内に家屋につき増築をし、当該増築後の家屋が住宅用家屋に該当する場合における当該増築を含む。以下この条において同じ。）をし、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋若しくは建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得をし、当該個人の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築若しくは取得をするための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。以下この条において同じ。）が行われるとき又は賦税の方法によりその対価の支払が行われるときは、その貸付けに係る債権（当該保証に係る求償権を含む。）又はその賦税金に係る債権を担保するため受けたこれらの住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

（マンション建替事業の施行者等が受ける権利交換手続開始の登記等の免税）

第七十五条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第五号に規定する施行者、同法第五十八条第一項第二号の施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えることとなるもの又は同項第五号の担保権等の登記に係る権利を有する者が、同法の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に、同法第二条第四号に規定するマンション建替事業に伴い受ける次の各号に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。ただし、第三号又は第四号に掲げる登記に係る登録免許税にあっては、当該施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えることとなるものが取得する第三号の土地に関する権利の価額若し

用家屋のうち政令で定めるものを取得し、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定めることと同じ。）に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

（住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減）

第七十四条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に住宅用家屋の新築（当該期間内に家屋につき増築をし、当該増築後の家屋が住宅用家屋に該当する場合における当該増築を含む。以下この条において同じ。）をし、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋若しくは建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得をし、当該個人の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築若しくは取得をするための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。以下この条において同じ。）が行われるとき又は賦税の方法によりその対価の支払が行われるときは、その貸付けに係る債権（当該保証に係る求償権を含む。）又はその賦税金に係る債権を担保するため受けたこれらの住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

（マンション建替事業の施行者等が受ける権利交換手続開始の登記等の免税）

第七十五条 同上

くは第四号の施行再建マンションに関する権利の価額のうち同法第八十五条の差額又は同法第四十五条第二項に規定する隣接施行敷地の価額に相当する金額に対応する部分として政令で定めるものについては、この限りでない。

一 省 略

二 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第五条第一項に規定する組合が同法第十五条第一項又は第六十四条第一項若しくは第三項の規定により取得する同法第二条第六号に規定する施行マンションの同条第八号に規定する区分所有権又は同条第十三号に規定する敷地利用権の取得の登記

三・四 省 略

(国有農地等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第七十六条 昭和五十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に農地法第三十六条の規定により国から土地の売渡しを受けた者が当該売渡しを受けた土地の所有権の移転の登記を受ける場合には、その登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該売渡しを受けた日以後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。以下この条において同じ。）に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

2 昭和五十七年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に農地法第八十条第二項の規定により国から土地の売渡しを受けた者が当該売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該売渡しを受けた日以後一年以内（一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の〇・五とし、所有権の移転の登記にあつては千分の一とする。

3 省 略

(国有農地等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第七十六条 昭和五十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に農地法第三十六条の規定により国から土地の売渡しを受けた者が当該売渡しを受けた土地の所有権の移転の登記を受ける場合には、その登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該売渡しを受けた日以後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。以下この条において同じ。）に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二十五とする。

2 昭和五十七年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に農地法第八十条第二項の規定により国から土地の売渡しを受けた者が当該売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該売渡しを受けた日以後一年以内（一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の一とし、所有権の移転の登記にあつては千分の三とす

3 同 上

(農地等の贈与による所有権の移転登記等の税率の軽減)

第七十七条 第七十一条の四第一項の規定の適用を受ける者が、昭和四十一年四月一日から平成十五年十二月三十一日までの間に、同項本文に規定する贈与により取得した同項に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記については、その登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定め

二 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第五条第一項に規定する組合が同法第十五条第一項又は第六十四条第一項の規定により取得する同法第二条第六号に規定する施行マンションの同条第八号に規定する区分所有権又は同条第十三号に規定する敷地利用権の取得の登記

三・四 同 上

一 同 上

(農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十七条 農業經營基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業を行う法人で政令で定めるものが、昭和四十六年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、当該事業の実施により、政令で定める区域内において、同条第一項第一号に規定する農用地又は開発して耕作の目的に供される土地とするとが適当な土地の買入れをした場合には、これらの土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該買入れをした日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず千分の八とする。

(農業振興地域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十七条の二 農業を営む者が、昭和五十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、農業經營基盤強化促進法第四条第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業により、農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域内にある土地で政令で定めるものの取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該利用権設定等促進事業に係る農業經營基盤強化促進法第十九条の規定による農用地利用集積計画の公告の日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

（農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）
（農地保有合理化法第九条の規定にかかわらず、千分の十八とする。）

（農地保有合理化法第九条の規定にかかわらず、千分の二十五とする。）

第七十七条の二 農業經營基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業を行う法人で政令で定めるものが、昭和四十六年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、当該事業の実施により、政令で定める区域内において、同条第一項第一号に規定する農用地又は開発して耕作の目的に供される土地とするとが適当な土地の買入れをした場合には、これらの土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該買入れをした日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二十五とする。

(農用地地区等内の農地等を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十七条の三 農業を営む者が、昭和五十六年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号の上欄に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該各号の中欄に掲げる日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる割合とする。

一 農業振興地域の整備に関する

当該勧告、調停又はあ

千分の三十五

法律第二十三條第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより、同法第八條第一項に規定する農業振興地域整備計画（政令で定めるものに限る）において同条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある同法第三条第一号から第三号までに掲げる土地又は同条第一号に掲げる土地に準ずるものとして政令で定める土地の取得をした場合

あつせんがあつた日

21 林業を営む者で林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第三条第一項の認定を受けたものが、林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）の施行の日から平成十五年三月二十一日までの間に、都道府県知事に対し林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第十条に規定する森林所有権の移転等のあつせんを受けたい旨の申出を行つていた場合において、同条に規定する都道府県知事のあつせんにより森林に係る土地の所有権の取得をしたときは、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該都道府県知事のあつせんがあつた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二十五とする。	二 農業經營基盤強化促進法第四条第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業により、農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域内にある土地で政令で定めるものの取得をした場合	当該利用権設定等促進事業に係る農業經營基盤強化促進法第十九条の規定による農用地利用集積計画の公告の日	千分の二十五
---	--	--	--------

(農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率の軽減)

第七十八条 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は中小企業等協同組合が農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項各号に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号に規定する資金（政令で定めるものに限る。）の貸付けを受け、昭和五十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間にこれらの資金をその貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で農林漁業金融公庫法第十八条第一項に規定する農林漁業者に対し貸付けをした場合には、その貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該農林漁業者に対する貸付けの日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

(農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第七十八条の二 農林中央金庫が、平成九年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この項及び第三項において「再編強化法」という。）

第二条第一項に規定する信用農業協同組合連合会から再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第二条第四項第一号に規定する事業譲渡若しくは同条第一項第一号に規定する特定農業協同組合から当該主務大臣の認可を受けた再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合は当該信用農業協同組合連合会が、平成十四年一月一日から平成十六年三月三十日までの間に、当該特定農業協同組合から農業協同組合法第五十条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けて同条第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産に関する権利を取得した場合には、これらの不動産に関する権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率の軽減)

第七十八条 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は中小企業等協同組合が農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項各号に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号に規定する資金（政令で定めるものに限る。）の貸付けを受け、昭和五十六年四月一日から平成十五年三月三十日までの間にこれらの資金をその貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で農林漁業金融公庫法第十八条第一項に規定する農林漁業者に対し貸付けをした場合には、その貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該農林漁業者に対する貸付けの日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

(農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第七十八条の二 農林中央金庫が、平成九年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この項及び第三項において「再編強化法」という。）

第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会から再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第二条第四項第一号に規定する事業譲渡若しくは同条第一項第一号に規定する特定農業協同組合から当該主務大臣の認可を受けた再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合は当該信用農業協同組合連合会が、平成十四年一月一日から平成十六年三月三十日までの間に、当該特定農業協同組合から農業協同組合法第五十条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けて同条第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産に関する権利を取得した場合には、これらの不動産に関する権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡を受けた場合又は農業協同組合法第五十条の二第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けた場合	次に掲げる登記の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
イ 所有権の移転の登記 千分の二	イ 再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡を受けた場合又は農業協同組合法第五十条の二第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けた場合
ロ 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の一	ロ 再編強化法第二十六条第一項に規定する事業譲渡のうち同項に規定する信用事業の一部の譲渡を受けたことにより質権又は抵当権の移転の登記を受ける場合
合 千分の一・五	合 千分の一・五

ハ 質権又は抵当権の移転の登記 千分の一

二 再編強化法第二十六条第一項に規定する事業譲渡のうち同項に規定する信用事業の一部の譲渡を受けたことにより質権又は抵当権の移転の登記を受ける場合

2 農業協同組合が、平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、農業協同組合法第七十条第一項の規定により当該農業協同組合を会員とする農業協同組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 所有権の移転の登記 千分の一

二 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の一

三 省 略

3 農林中央金庫が、水産業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十五号）の施行の日から平成十七年十二月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に、再編強化法第二条第四項第四号に規定する特定漁業協同組合等から再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡により不動産若しくは船舶に関する権利を取得した場合又

一 所有権の移転の登記 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合	一 所有権の移転の登記 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合
イ 再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡を受けた場合又は農業協同組合法第五十条の二第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けた場合 千分の六	イ 再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡を受けた場合又は農業協同組合法第五十条の二第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けた場合 千分の六
ロ 再編強化法第二十六条第一項に規定する事業譲渡のうち同項に規定する信用事業の一部の譲渡を受けたことにより質権又は抵当権の移転の登記を受ける場合 千分の二十五	ロ 再編強化法第二十六条第一項に規定する事業譲渡のうち同項に規定する信用事業の一部の譲渡を受けた場合（農林中央金庫が再編強化法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会から取得した場合に限る。） 千分の二十五
二 地上権又は賃借権の移転の登記 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合	二 地上権又は賃借権の移転の登記 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合
イ 前号イに掲げる場合 千分の三	イ 前号イに掲げる場合 千分の三
ロ 第一号イに掲げる場合 千分の十二・五	ロ 第一号イに掲げる場合 千分の十二・五
三 質権又は抵当権の移転の登記 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合	三 質権又は抵当権の移転の登記 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合
イ 第一号ロに掲げる場合 千分の一・五	イ 第一号ロに掲げる場合 千分の一・五
ロ 第二号ロに掲げる場合 千分の一	ロ 第二号ロに掲げる場合 千分の一
2 農業協同組合が、平成十一年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、農業協同組合法第七十条第一項の規定により当該農業協同組合を会員とする農業協同組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。	2 農業協同組合が、平成十一年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、農業協同組合法第七十条第一項の規定により当該農業協同組合を会員とする農業協同組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 所有権の移転の登記 千分の六

二 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の三

三 同 上

3 同 上

は再編強化法第二条第一項第四号に規定する信用漁業協同組合連合会若しくは同項第六号に規定する信用水産加工業協同組合連合会が、適用期間内に同項第三号に規定する特定漁業協同組合若しくは同項第五号に規定する特定水産加工業協同組合から水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは第一百条第三項において準用する同法第五十四条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けて同条第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産若しくは船舶に関する権利を取得した場合には、これらの不動産又は船舶に関する権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 不動産の所有権の移転の登記 千分の一

二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の一

三・四 省略

4 漁業協同組合が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に

、水産業協同組合法第九十一条の三第一項の規定により当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めることにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 不動産の所有権の移転の登記 千分の一

二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の一

三・五 省略

5 漁業協同組合が、平成十五年四月一日又は漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)の施行日の翌日のか遲い日から平成十八年三月三十一日までの間に、漁業協同組合合併促進法第四条第二項の都道府県知事の認定を受けて合併をした場合(当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が市町村のすべての区域以上の区域を地区とする漁業協同組合となる場合その他政令で定める場合に限る。)には、当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が、当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の六とする。

6 農業共済組合が農業灾害補償法第五十三条の二第二項の認可(平成十二年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間にされたものに限る。)を受けて当該認可に係る農業共済組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の六とする。

6 農業共済組合が農業灾害補償法第四十八条第二項の認可(平成十一年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間にされたものに限る。)を受けて合併をした場合における当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併により設立した農業共済組合が、当該期間内に当該合併により取得した不動産の所有権の移転の登記の区分に

一 不動産の所有権の移転の登記 千分の六
二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の三
三・四 同上
4 同上

三・五 同上

一 不動産の所有権の移転の登記 千分の六
二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の三
三・四 同上
4 同上

一 不動産の所有権の移転の登記 千分の六
二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の三
三・四 同上
4 同上

応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 不動産の所有権の移転の登記 千分の一
- 二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の〇・五
- 三 船舶の所有権の移転の登記 千分の二

6 森林組合が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、森林組合法第百八条の三第一項の規定により当該森林組合を会員とする森林組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 所有権の移転 登記 千分の一
- 二 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の一
- 三 質権又は抵当権の移転の登記 千分の一

記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

(中小企業者が集団化等のため取得する土地等の所有権の移転登記の税率の軽減)
第七十八条の三 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第二十

三号)の施行日の翌日から平成十五年三月三十一日までの間に事業協同組合若しくは事業協同小組合又はこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会(以下この条において「事業協同組合等」という。)の組合員又は所属員たる中小企業者(中小企業総合事業団法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法(以下この条において「旧中小企業事業団法」という。)第一条第一項第一号から第三号までに掲げる者をいう。以下この条において同じ。)で政令で定めるものが、当該事業協同組合等から取得する次の各号に掲げる土地又は建物(土地にあつては、建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域内で都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内にあるもの及び同法第八条第一項第五号の防火地域内にあるものを除く。)の所有権の移転の登記については、これらの登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該事業協同組合等が当該土地又は建物を当該各号に規定する貸付け又は譲渡の条件に従つて当該組合員又は所属員たる中小企業者に譲り渡すことができることとなつた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三十とする。

一 当該事業協同組合等が、高度化事業(中小企業構造の高度化に寄与する事業として政令で定めるものをいう。)に係る高度化資金(中小企業総合事業団法

附則第七条第一項の規定による解散前の中小企業事業団（以下この号において「旧中小企業事業団」という。）若しくは旧中小企業事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の中小企業振興事業団（以下この号において「旧中小企業振興事業団」という。）又は都道府県の旧中小企業事業団法第二十一条第一項第二号イ又は旧中小企業事業団法附則第十六条の規定による廃止前の中小企業振興事業団法（昭和四十一年法律第五十六号。以下この号において「旧中小企業振興事業団法」という。）第二十条第一項第二号イに掲げる業務又は事業に係る資金をいう。）の貸付けを受けて取得し、若しくは造成した土地若しくは建物又は当該高度化事業に係る高度化分譲事業（旧中小企業事業団若しくは旧中小企業振興事業団又は都道府県の旧中小企業事業団法第二十一条第一項第二号ロ又は旧中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号ロに掲げる業務又は事業をいう。）による譲渡を受けた土地若しくは建物で、当該高度化事業の用に供するもの

二 当該事業協同組合等が、旧中小企業振興事業団法附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第二百十五号）第三条第一項第四号の工場等集団化計画又は店舗集団化計画に基づき同号イに掲げる資金の貸付けを受けて取得し、若しくは造成した土地若しくは建物又は同条第二項に規定する中小企業共同工場貸与事業により都道府県から譲渡を受けた土地若しくは建物（当該中小企業共同工場貸与事業により都道府県から貸付けを受けた後に当該都道府県から譲渡を受けた土地又は建物を除く。）

（商工組合中央金庫等の抵当権の設定登記等の税率の軽減）

第七十八条の三 租税特別措置法の一項を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号。以下この条において「昭和四十八年改正法」という。）の施行日の翌日から平成十七年三月三十一日までの間に商工組合中央金庫が商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第二十八条第一項第一号及び第一号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権（企業担保権を含む。以下この条において同じ。）の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 昭和四十八年改正法の施行日の翌日から平成十七年三月三十一日までの間に信用保証協会が信用保証協会法（昭和二十八年法律第二百九十六号）第二十条第一項各号に掲げる業務に係る債権を担保するために受けた抵当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第

（商工組合中央金庫等の抵当権の設定登記等の税率の軽減）

第七十八条の四 租税特別措置法の一項を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号。以下この条において「昭和四十八年改正法」という。）の施行日の翌日から平成十五年三月三十一日までの間に商工組合中央金庫が商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第二十八条第一項第一号及び第一号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権（企業担保権を含む。以下この条において同じ。）の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 昭和四十八年改正法の施行日の翌日から平成十五年三月三十一日までの間に信用保証協会が信用保証協会法（昭和二十八年法律第二百九十六号）第二十条第一項各号に掲げる業務に係る債権を担保するために受けた抵当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第

九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

3 昭和四八年改正法の施行の日の翌日から平成十七年三月三十一日までの間に

次の各号に掲げる法人が当該各号に定める業務又は事業に係る債権を担保するた
めに受ける抵当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登
録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

一 省 略

二 独立行政法人農林漁業信用基金 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十

四年法律第二百二十八号）第十二条第一項第五号に掲げる業務（同法附則第二条
の規定により当分の間行うこととされている林業經營基盤の強化等の促進のた
めの資金の融通等に関する暫定措置法第六条第一項第三号に掲げる業務を含む
。）

三・四 省 略

（勧告等による登記の税率の軽減）

第八十条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、日本
経済の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして行政機関の法令の規定に
基づく勧告若しくは指示によつてされたものであり、又は卸売市場法（昭和四十
六年法律第三十五号）第七十三条第一項の規定による認定（昭和四十九年四月一
日から平成十六年三月三十一日までの間にされたものに限る。）に係るものであ
るとときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、政令で定めるところによ
り当該勧告若しくは指示又は認定があつた日から一年以内に登記を受けるものに限り、
登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、
当該各号に定める割合とする。

一・二・三 省 略

四 法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合
における船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。） 千分の二十二

五 合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産又
は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合
割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の一

九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

3 昭和四八年改正法の施行の日の翌日から平成十五年三月三十一日までの間に

次の各号に掲げる法人が当該各号に定める業務又は事業に係る債権を担保するた
めに受ける抵当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登
録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

一 同 上

二 農林漁業信用基金 農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第

二十七条第一項第四号又は林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通等
に関する暫定措置法第六条第一項第三号に掲げる業務

三・四 同 上

（勧告等による登記の税率の軽減）

第八十条 次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が
、日本経済の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして行政機関の法令の
規定に基づく勧告若しくは指示によつてされたものであり、又は卸売市場法（昭
和四十六年法律第三十五号）第七十三条第一項の規定による認定（昭和四十九年
四月一日から平成十六年三月三十一日までの間にされたものに限る。）に係るもの
であるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、政令で定めるところによ
り当該勧告若しくは指示又は認定があつた日から一年以内に登記を受けるものに
限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に
応じ、当該各号に定める割合とする。

一・二・三 同 上

四 法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合
における不動産又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。） イ又
はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の三十五
ロ 船舶の所有権の取得 千分の二十三

五 合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産又
は船舶の所有権の取得 千分の三

2

産業活力再生特別措置法第四条第一項に規定する認定事業者又は同法第七条第一項に規定する認定活用事業者が、同法第三条第一項若しくは第四条第一項の規定による認定（同法の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間にされたものに限る。）に係る同条第二項に規定する認定事業再構築計画（同法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。）又は同法第六条第一項若しくは第七条第一項の規定による認定（同法の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間にされたものに限る。）に係る同条第二項に規定する認定活用事業計画に基づき行う次の各号に掲げる事項の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 千分の一・五

二 合併による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加 千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）を超える資本の金額に対応する部分については、千分の一・五）

三 分割による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加 千分の一（それぞれ資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の一・五）

四 法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。） イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の三十五

ロ 船舶の所有権の取得 千分の二十三

五 合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得 千分の三

第八十条の二 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、

産業活力再生特別措置法第四条第二項に規定する認定事業再構築計画（同法第二

条第二項第一号に規定する事業の構造の変更及び同項第二号に規定する事業革新

について記載があるものに限る。）に係る同法第三条第一項若しくは第四条第一

項の認定、同法第五条の二第二項に規定する認定共同事業再編計画に係る同法第

五条第一項若しくは第五条の二第一項の認定又は同法第七条第二項に規定する認

定経営資源再活用計画に係る同法第六条第一項若しくは第七条第一項の認定に係

るものであつて産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律

第二号）の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に受けたものであ

るとときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより

これらの認定の日（当該認定共同事業再編計画に係る次に掲げる事項にあつては

、産業活力再生特別措置法第五条第二項第三号に規定する実施時期）から一年以

内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各

号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 千分の一・五

二 合併による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加 千分の一（それぞ

れ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した

会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は

合資会社である場合には、九百万円）を超える資本の金額に対応する部分につ

いては、千分の一・五）

三 分割による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加 千分の一（それぞ

れ資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、分割をした会社の当

該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控

除した金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の一・五）

四 法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合

における船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。） 千分の二十三

五 合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産又

は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める

割合 イ 不動産の所有権の取得 千分の一・五

ロ 船舶の所有権の取得 千分の三

2 前項の場合において、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十

五年法律第 号) の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間にされた

同項の認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、同項第一号か

ら第三号までの規定中「千分の二・五」とあるのは、「千分の一・五」と、同項第

五号中「千分の一・五」とあるのは、「千分の一」とする。

3 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)第一条第一項に規定する金融機関等(同法第五条第四号に規定する健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するものに限る。)が同法第二条第二項第一号に規定する組織再編成に関して第一項の認定を受けた場合には、当該認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、前二項の規定は、適用しない。

(認定経営基盤強化計画に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条の三 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第八条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条又は第七条第一項の認定(平成二十年三月三十一日までにこれらの規定に規定する金融機関等(同法第二条第一項第一号から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げるものに限る。)が受けたものに限る。)に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社の設立又は資本の増加(次号及び第三号に掲げるものを除く。)
千分の二・五

二 合併による株式会社の設立又は資本の増加 千分の一(それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前ににおける資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の二・五)

三 分割による株式会社の設立又は資本の増加 千分の一(それぞれ資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、分割をした会社の当該分割の直前ににおける資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の二・五)

四 合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産の所有権の取得 千分の一・五

五 法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合

における抵当権の取得 千分の一・五

六 合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における抵当権の
取得 千分の一・五

2 前項の場合において、平成十八年三月三十一日までにされた同項の認定に係る
同項各号に掲げる事項に関する登記については、同項第一号から第五号までの規
定中「千分の一・五」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の一・五」とある
のは「千分の一」とする。

(会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第八十一条 株式会社又は有限会社が、平成十三年四月一日から平成十八年三月三
十一日までの間に、新設分割又は吸収分割により次の表の各号の上欄に掲げる権
利を取得し、当該権利に関する各号の中欄に掲げる事項について登記又は登録()
以下この項において「登記等」という。)を受ける場合には、当該登記等に係る
登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は当該吸収
分割により当該権利を取得した日以後三年以内に登記等を受けるものに限り、登
録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる割合又は金額と
する。

一 不動産に関する権利		所有権の移転		千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採 石権の移転	先取特権、質権又は抵当権の移転	千分の一	千分の一	千分の一
根抵当権の法人の分割による移転	省略	千分の一	千分の一	千分の一
二～十三 省略	省略	省略	省略	省略

(会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減)
第八十条の二 同 上

一 同 上				
二～十三 同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
二～十三 同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	千分の三
同 上	同 上	同 上	同 上	千分の六

2 株式会社又は有限会社が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日ま
での間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合において、次の各号に掲げる仮登
記を受けるときは、当該仮登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めると
ころにより当該新設分割又は吸収分割を行つた日から三年以内に登記を受けるも

のに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる仮登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 当該新設分割又は吸収分割による不動産の所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記 千分の一

- 二 当該新設分割又は吸収分割による不動産の地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記 千分の〇・五

- 3 株式会社又は有限会社が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十二条第二項の規定の適用については、同項中「合併」とあるのは、「合併若しくは分割」とする。

- 4 株式会社又は有限会社が、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十六条第三項の規定の適用については、同項中「合併」とあるのは「合併若しくは分割」と、「規定を」とあるのは「規定（第七十二条第一項及び第八十一条第一項の規定を含む。）」をとする。

- 5 株式会社又は有限会社が、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第八十条（第一号から第四号までを除く。）、第八十条の二第一項（第一号から第四号までを除く。）又は前条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定の適用については、第八十条第一項第五号、第八十条の二第一項第五号並びに前条第一項第四号及び第六号中「合併」とあるのは、「合併又は分割」とする。

- 2 株式会社又は有限会社が、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の前条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は同条第二項（第一号から第四号までを除く。）の規定の適用については、同条第一項第五号及び同条第二項第五号中「合併」とあるのは、「合併又は分割」とする。

- 3 株式会社又は有限会社が、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第八十一条（第一号から第四号までを除く。）又は同条第二項（第一号から第四号までを除く。）の規定の適用については、同条第一項第五号及び同条第二項第五号中「合併」とあるのは、「合併又は分割」とする。

（公的医療機関の開設者等が国立病院等に係る土地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

- 第八十一条 医療法第三十一条に規定する者その他政令で定める者が、平成四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第百六号）第一条に規定する国立病院等の用に供されている土地又は建物を同法第二条第一項、第二条の二又は第三条の規定により無償又は減額した価額で取得し、引き続きその者の開設する医療機関（当該医療機関と一体として整備される施設として政令で定めるものを含む。）の用に供する場合（平成十五年三月三十日までに取得の申込みをした者が当該国立病院等の用に供されている土地又は建物を取得する場合として厚生労働大臣が定める場合に限る。）には、当該土地又は建物の所有権の移転の登記（登録免許

税法第四条の規定により、登録免許税が課されないものを除く。)に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の九とする。

(特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の保存登記の税率の軽減)

第八十三条 港湾法附則第二十七項の規定による貸付けに係る事業のうち補助相当事業(国が事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている事業に相当する事業をいう。)に該当するもので政令で定めるもの(以下この条において「特定の公共的建設事業」という。)を行う法人で政令で定めるものが、平成五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、当該特定の公共的建設事業の用に供する土地(当該土地に当該特定の公共的建設事業により整備される施設が国又は地方公共団体(同法の規定による港務局を含む。)に寄附されることを条件として、当該土地に係る埋立てについて公有水面埋立法第二条第一項の免許がされたものに限る。)の所有権の取得をした場合には、当該特定の公共的建設事業の用に供する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

(民間都市開発推進機構が取得する土地の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十三条の二 民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構が、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、同法附則第十四条第二項第一号に規定する事業見込地である土地の所有権を取得した場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

(認定民間都市再生事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第八十三条の三 都市再生特別措置法第二十三条规定する認定事業者が、認定民間都市再生事業計画(平成十八年三月三十一日までに同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた同法第二十五条に規

(特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の保存登記の税率の軽減)

第八十三条 港湾法附則第二十七項の規定による貸付けに係る事業のうち補助相当事業(国が事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている事業に相当する事業をいう。)に該当するもので政令で定めるもの(以下この条において「特定の公共的建設事業」という。)を行う法人で政令で定めるものが、平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、当該特定の公共的建設事業の用に供する土地(当該土地に当該特定の公共的建設事業により整備される施設が国又は地方公共団体(同法の規定による港務局を含む。)に寄附されることを条件として、当該土地に係る埋立てについて公有水面埋立法第二条第一項の免許がされたものに限る。)の所有権の取得をした場合には、当該特定の公共的建設事業の用に供する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の四とする。

(民間都市開発推進機構が取得する土地の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十三条の二 民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構が、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、同法附則第十四条第二項第一号に規定する事業見込地である土地の所有権を取得した場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の六とする。

(不動産特定共同事業者が取得する土地等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十三条の三 不動産特定共同事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者が、同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約(同項第一号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。)に係る不動産取引の目的となる不動産(都

定する認定計画をいう。以下この条において同じ。）に基づき特定民間都市再生事業（同法第二十五条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の用に供するため、当該認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業の同法第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の七とする。

2 前項の場合において、平成十七年三月三十一日までに同項に規定する認定を受けた認定民間都市再生事業計画に基づき取得する土地の所有権の移転の登記については、同項中「千分の七」とあるのは、「千分の五」とする。

3 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が、認定民間都市再生事業計画に基づき特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

4 認定民間都市再生事業計画に係る特定民間都市再生事業の都市再生特別措置法第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、当該認定民間都市再生事業計画に基づき、当該認定民間都市再生事業計画の認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業を実施する同法第二十三条に規定する認定事業者又は都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団（以下この項において「認定事業者等」という。）に当該土地に関する権利の譲渡をし、当該譲渡をした権利に代わるものとして当該認定事業者等から当該認定民間都市再生事業計画に従つて建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権を取得した場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

（中高層耐火建築物等の所有権等の移転登記の税率の軽減）

第八十三条の四 個人又は法人が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、次に掲げるすべての要件を満たす耐火建築物で政令で定めるもの（以下この条において「中高層耐火建築物」という。）及び当該中高層耐火建築物の敷地の用に供されている土地の権利（当該中高層耐火建築物と一体として取得をされるものに限る。）の取得をした場合には、当該中高層耐火建築物の所有

市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内にある居住の用に供する建物その他政令で定める建物又は当該建物の敷地の用に供されている土地若しくは当該建物の敷地の用に供する」ととされている土地で政令で定めるものに限る。）を取得した場合には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより平成十二年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三十とする。

權及び当該中高層耐火建築物の敷地の用に供されている土地の所有權、地上權又は賃借權の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるらず、所有權の移転の登記にあつては千分の一十五とし、地上權又は賃借權の移転の登記にあつては千分の十二・五とする。

二 当該中高層耐火建築物の主たる用途が事務所、店舗その他の政令で定める用途であること。

三 当該中高層耐火建築物の延べ面積として政令で定めるものが一千平方メートル以上であること。

四 当該中高層耐火建築物の構造が鉄骨鉄筋コンクリート造その他の政令で定める構造であること。

五 当該中高層耐火建築物が昭和五十六年六月一日以後に当該中高層耐火建築物の建築に係る建築基準法第六条第四項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付（同法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を含む。）を受けていること又はこれに準ずる要件として政令で定めるものを満たすものであること。

六 当該中高層耐火建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合として政令で定めるものが当該中高層耐火建築物の建築基準法の規定による容積率の最高限度の十分の六以上であること。

（防災街区整備権利移転等促進計画等に基づき土地を取得した場合の所有權の移転登記の税率の軽減）

第八十三条の五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に、同法第三十四条第一項に規定する防災街区整備権利移転等促進計画に基づき、同条第二項第一号に規定する者が、当該防災街区整備権利移転等促進計画において同法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設又は同号に規定する特定建築物地区整備計画に係る建築物等の用に供することとされている土地の所有權を取得した場合には、当該土地の所有權の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該防災街区整備権利移転等促進計画に係る同法第三十六条第一項の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定

にかかるわらず、千分の二十五とする。

2 都市再開発法第百一十九条の二第五項第一号に規定する再開発事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、同法第百一十九条の六に規定する認定再開発事業計画（平成十一年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に同法第百二十九条の三又は第百一十九条の五第一項の規定による都道府県知事の認定を受けたものに限る。）に基づき当該認定再開発事業計画に係る同法第百一十九条の二第一項に規定する再開発事業で政令で定めるものを実施する同法第百一十九条の五第一項に規定する認定事業者に当該再開発事業区域内の土地に関する権利の譲渡をし、当該譲渡をした権利に代わるものとして当該認定事業者から当該認定再開発事業計画に従つて建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権を取得した場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の二十五とする。

3 民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の六に規定する認定計画（平成十一年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に同法第十四条の三又は第十四条の五第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）に基づき、当該認定計画に係る同法第十四条の二第五項第三号に規定する隣接土地に関する権利を有する者が、当該隣接土地との交換により当該認定計画を実施する同法第十四条の五第一項に規定する認定事業者が有する当該認定計画に係る同法第十四条の二第五項第一号の事業用地の区域外の土地の所有権を取得した場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めることにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の三十とする。

（認定特定事業計画等に基づき施設等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第八十三条の六 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下この条において「中心市街地整備改善活性化法」という。）の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる者が当該各号に定める施設又は店舗を取得した場合には、当該施設又は店舗に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めることにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の二十五とする。